

秋寅の館
台所・炊事場 使用規定

丸亀TMO

秋寅の館の1階うらにある、台所・炊事場をイベントなど各種行事で使おうとする者は、丸亀TMOに対して届け出をおこない許可を得なければいけません。

第1項 台所・炊事場は、各種団体・個人・法人などが、イベント・各種行事などをおこなう場合に、当TMOが使用を許可します。

第2項 使用を希望する者は、その責任者または代表者の住所、氏名、電話番号を記した別途定める書式を、使用料を添えて当TMOに提出しなければなりません。

第3項 一日の使用時間は、秋寅の館が開館する日時・時間内とします。

第4項 使用料は一回につき1,000円とします。

ただしギャラリー・会議室を有償で借用・使用している者、丸亀アート倶楽部については免除します。またTMO計画推進委員長が特別に認めた場合も、同じとします。

一度納付された使用料については、理由の如何を問わず返金しません。

第6項 使用者は以下の事項を遵守するものとし、万一これに違反した場合は、当TMOは使用の許可を取り消します。またこれによって生じた使用者の損害については、当TMOは一切の責めを負いません。

- 1、火気の扱いについては十分な注意をはらい、消火用の水を用意しておく。
- 2、清潔に使用することを心がける。
- 3、建物・施設を損傷する行為はしない。
- 4、貸し出しを受けた者が、第三者に転貸することはできない。
- 5、当TMOに届け出た使用目的以外の使用はできない。
- 6、その他当TMOが不相当と認める行為はしない。

第7項 使用中に、万一何らかの事故があった場合は、直ちに当TMOに連絡するものとします。

第8項 使用者が施設・設備を汚損・毀損した場合は、当TMOの立ち会いのもとに、使用者の負担にてこれをただちに修復するものとします。

第9項 使用者は使用後は、火の元、後片付けなどを管理人確認の上帰宅することとします。また発生したゴミは原則持ち帰っていただきます。

以上規定に同意します。万一この規定に反し当TMOから使用許可を取り消された時は、直ちに撤収することを誓約いたします。

令和 年 月 日

使用者

印